

令和5年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和5年6月29日 午後 1：30

○閉 会 午後 4：34

○出席議員（18名）

| | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 菅 原 理恵子 | 2番 鈴 木 壮 二 | 3番 藤 原 仁 美 |
| 4番 戸 田 俊 樹 | 5番 佐 藤 義 久 | 6番 澤 井 昭二郎 |
| 7番 堀 井 克 見 | 8番 藤 原 典 男 | 9番 中 川 光 博 |
| 10番 鈴 木 司 | 11番 菅 原 秀 雄 | 12番 石 井 和 人 |
| 13番 西 村 武 | 14番 鏡 仁 志 | 15番 菅 原 龍太郎 |
| 16番 伊 勢 潤 | 17番 佐 藤 敏 雄 | 18番 小 林 悟 |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

| | |
|----------------|---------------------|
| 市 長 鈴 木 雄 大 | 副 市 長 鎌 田 雅 人 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 千 葉 秀 樹 |
| 市民生活部長 菅 生 司 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁 |
| 産業振興部長 小 野 貴 宏 | 建 設 部 長 畠 山 修 |
| 教 育 部 長 佐々木 涉 | 総 務 課 長 古 仲 淳 |
| 企画政策課長 安 田 秀 樹 | 財 政 課 長 伊 藤 強 |
| 教育総務課長 斉 藤 栄 子 | |

○議会事務局職員出席者

| | |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 宮 崎 久 春 | 議会事務局次長 澁 谷 睦 子 |
|----------------|-----------------|

令和5年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和5年6月29日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第38号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第39号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第40号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第41号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第42号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 6 議案第43号 令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第44号 令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第45号 令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第46号 令和5年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第47号 令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 陳情第 6号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書
- 日程第12 陳情第 7号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情

- 日程第 1 3 陳情第 8 号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情
- 日程第 1 4 陳情第 9 号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書
- 日程第 1 5 陳情第 1 0 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 1 6 陳情第 1 2 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 1 7 議員派遣の件について

追加日程第18 SNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議
(案)について

午後 1時30分 開会

○議長（小林 悟） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議案第38号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第16、陳情第12号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について】

○議長（小林 悟） 日程第1、議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第16、陳情第12号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてまでを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和5年度各会計補正予算（案）については、予算特別委員長の委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番 鑑 仁志総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） それでは、私の方から総務文教常任委員会の審査の報告をします。

令和5年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年6月21日

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志
陳情6号のために、参考のために出席いただきました総務部長、総務課長に出席いた

だいております。

4. 書 記 総務部総務課 小野公之さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について報告いたします。

陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書。

本陳情は、政党機関紙の勧誘や配達、集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にするとともに、政治的中立性を疑われるような行為は慎み、読みたい職員には自宅へ配達するなど、住民の不安解消を求めるものです。

アンケート調査を部課長職に対し実施した結果、政党機関紙購読の勧誘を受けた9名のうち半数が圧力を感じていたとの回答がありました。

委員からは、賛成、反対の意見はありましたが、本陳情は、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

陳情第8号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情。

本陳情は、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を可能とし、また、県内への経済効果が最大化されるよう推進していただくため、国・県への意見書の提出を求めるものです。

本陳情は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書。

本陳情は、令和5年10月から実施されるインボイス制度について、制度の周知が不十分であり、このまま実施した場合、多くの混乱を招く恐れがあるため、導入の延期・見直しを求めるものです。

委員からは、インボイス制度はもう既に国で決定されている。法治国家であるので地方議会としては、不採択すべきとの意見がありました。

本陳情は、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

陳情第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情。

本陳情は、地方公共団体の行政需要の増大に対し、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政確立を目指し国に対し財政措置を要望するものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

本陳情は、教職員定数改善の推進と、中学校、高等学校における35人学級の実現、教育機会均等と水準の維持向上、地方財政確保のため義務教育費国庫負担割合の引上げ、教職員の安定的な新規採用のため、待遇改善に必要な財源措置を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第6号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私は、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情に対し、否決の立場で討論いたします。

既に庁舎内での政治活動や職員の思想信条、内心の自由に対しては、裁判での判決で問題なしとの決着済みの事柄です。私は、新聞購読の勧誘に対して、一般の新聞と同じように購読する、しないは本人の自由であり、結果に対しては尊重する立場で、それ以上の話はしないことを貫いてきましたから、しつこいという感情は持たなかったものと思います。

このたびの陳情の内容は、どこでもほぼ同じ文面で、秋田県はもとより全国的にこのようなことが組織的に行われており、その意図は日本共産党の政治活動に対する制約を求めるもので、政党活動に対する干渉であり、また、国民と民主主義に対する攻撃であると思います。

陳情の出所は、調査の結果、反社会的活動を行ってきた旧統一教会と一体の国際勝共連合であります。彼らの挑発に荷担することないようにお願いいたしまして討論を終わります。

○議長（小林 悟） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 賛成多数です。12対5です。もう一度願います。——暫時休憩します。

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（小林 悟） 暫時休憩から開会します。

それで、委員長の報告に賛成の方は起立お願いしましたところ、起立多数です。9対8でございます。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号、再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立少数です。したがって、陳情第8号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

○ 8 番（藤原典男） 私は、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書に対し、採択すべきという立場で討論いたします。

インボイス制度は、今まで消費税の対象外だった年間売上げ1,000万円以下の中小業者、個人事業主、フリーランスの方からも消費税をいただくための制度です。

今、世界的にはコロナ禍の中で経済を立て直さなければという思いで、ほとんどの国、96か国で付加価値税の減税を行っております。このときに消費税をさらにいただこうとしているのは、日本だけではないでしょうか。導入されれば、実質的な消費税値上げとなり、個人事業主や小規模な会社やお店、農家の経営が悪化し、廃業・倒産の恐れも出てくるといわれております。

一例を申しますと、出版業界のインボイス制度への意識調査の結果が出ております。調査は2022年11月23日から2023年3月22日に実施したものです。これはインボイス制度を考えるフリー編集者と漫画家の会が出版業界で働く編集者、個人事業主、小規模事業者、大企業所属の正社員511人を対象とした調査結果で、それによれば、インボイス制度が導入された場合「仕事が減ると思う」が30パーセント、「廃業する可能性がある」18パーセント、「廃業を決めている」が1パーセントで、「導入は延期すべきだ」が6パーセント、「導入すべきでない」が88パーセントと回答し、その理由は、「コロナ禍の物価高騰の影響でダメージを受けている状況だから」「免税事業者でいることが事実上できなくなり、納税負担が大きくなるから」「社会全体でインボイス制度の周知が足りないから」という内容でした。廃業の危機を感じているのは2割という調査結果です。これは、どの職種、業界にも言えることと思います。陳情のインボイス制度の延期・見直しは、採択すべきと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（小林 悟） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますので、お間違えにならないようにしていただきたいと思います。それでは、陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立少数です。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原典男社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） 令和5年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年6月21日（1日間）
2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
4. 書 記 市民生活部市民課 菊地秀征職員。
5. 審査の経過と結果について

議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、令和5年度以降における国の財政支援の取扱いを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免基準について条例の関係部分を改正するもので、国保の加入届が遅れたことなどにより、令和5年度に課税された令和4年度以前の国保税についても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などは減免の対象とするものです。

委員からは、減免の対象となっている死亡や重篤な傷病を負った世帯や収入が減少した世帯の状況について質問があり、当局からは死亡や重篤な傷病による減免はなく、減免となった世帯は収入が30パーセント以上減少した世帯であるという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、令和5年度以降における国の財政支援の取扱いを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険の第1号保険料の減免基準を見直すため条例の関係部分を改正するもので、令和5年4月以降に令和4年度の以前の保険料の納期が定められたものについても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は減免の対象とするものです。

委員からは、対象となる人数について質問があり、当局からは、想定されるのは3月に65歳になった方44人、転入した方5人の方の令和4年度の保険料であって、うち新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合に対象となるという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査報告書の縦覧等の手続に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、安全性、省略する工程、縦覧方法について質問があり、当局からは最終処分場内の雨水が地下に浸透しないようにシートで遮断し、浸出水については処理場で処理し下水道へ放流している。浸出水の水質が安定したため、18の処理工程のうち11工程省略し7工程となる。縦覧については広報等でお知らせをし、市役所庁舎や飯田川出張所で縦覧を行うという回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第38号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木壮二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

令和5年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年6月21日（1日間）

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二

書記は、産業振興部農林水産振興課の鎌田 颯さんをお願いしてございます。

審査の経過と結果について申し上げます。

陳情第7号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情。

本陳情は、米余りの解消と食料自給率向上のため、水稻収穫量調査の基準値を水稻作況指数、水稻農業共済にそろえること及び飼料用米にはくず米を優先的に仕向けること、並びにくず米の定義に「特定米穀」を復活させ、一般米と区別可能にすることを求めるものです。

本陳情は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第7号、米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。9対8です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【予算特別委員長の報告】

○議長(小林 悟) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番菅原龍太郎予算特別委員長。

○予算特別委員長(菅原龍太郎) 令和5年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年6月21日、29日

2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤義久、
澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、菅原秀雄、
石井和人、西村 武、鑑 仁志、伊勢 潤、佐藤敏雄、
小林 悟、鈴木 司(3月15日)、菅原龍太郎

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書記 議会事務局 石川さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第42号、令和5年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)についてから議案第47号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)についてまでを、先般6月21日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告いたしました。

た。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告いたします。

第1点目として、公園費の内容について。

第2点目として、稼げる力の創造における検証結果と実績、今後の課題について。

第3点目として、創業支援助成金の算定根拠及び規定について。

第4点目として、秋田キャラバンミュージックフェス2023後援事業経費の積算根拠について。

第5点目として、観光活性化推進事業経費の算定根拠及び成果について。

第6点目として、市道整備事業の今までの経緯と今後について。

第7点目として、公園遊具整備事業について。

第8点目として、集会用テント整備における措置の仕方と経緯について。

第9点目として、インボイス対応事業におけるシステム改修の内容及び制度の周知について。

第10点目として、障害者支援施設等エネルギー価格高騰対策事業の対象施設と積算根拠について。

第11点目として、地方創生臨時交付金で実施する事業の経緯と根拠及び交付限度額についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日29日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第42号から議案第47号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、21日に開催した本委員会において、委員の質疑時間の在り方について確認していただきたいとの意見がありましたので、このことを申し添えます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（小林 悟） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第42号から議案第47号までについて、こ

れから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

初めに、議案第42号、令和5年度潟上市一般会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和5年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第17、議員派遣の件について】

○議長（小林 悟） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は・・・

（「動議」の声あり）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時11分 休憩

.....
午後 2時35分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

ただいまの動議の出されたものに対して、議運を開きたいと思っておりますので、堀井議運委員長からひとつお願いしたいと思います。そのときは動議に対する戸田議員と、それから鈴木議員に対しては外れてもらいますので宜しくお願いします。

（「読んだりさねくてもいいんだが。」の声あり）

○議長（小林 悟） はい、どうぞ。

○7番（堀井克見） 内容は皆さんにお配りされたわけですが、議会運営委員会を、今、議長の方から要請されたわけで、当然それは議長の諮問があれば私ね、委員長として開きますけれども、どういう内容だかっていうことをやっぱり一応しらしめていかないと、議会運営委員長が何をやっているかということをはかの議員はわからないと。ただ配付はされたけれども、正式にわからないということになりますので、一応はやっぱ

りこの文面を、局長でもいいから、こういうふうなものが出されましたよということの一つ確認して、それから議長の諮問を受けて我々は議会運営委員会の責とする、そういう手順を踏まれた方が私はいいと思いますので。

○議長（小林 悟） わかりました。提出者から説明してもらいます。まず、では戸田さん、お願いします。

○8番（藤原典男） その前にいつもであれば、議題として上げるが上げねがというふうな、みんなさ諮るわけだね。ところが、今、議長はいきなり議運開くどがってというふうなことを言ったもんだから、ちょっと手順どおりにやってもらいたいなと思うんだけど。結局、動議として扱うか扱わないかというふうなことをやって、扱うとなれば議運開くという流れではないんですか、普通は。違うの。

（「動議1人賛成いればあど、1人だっけが、2人だっけが。」

の声あり）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

.....
午後 3時05分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、4番戸田俊樹議員から鈴木壮二議員に対する問責決議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成者がありますので成立します。

お諮りします。鈴木壮二議員に対する問責決議を追加日程として取り扱うか審議するため、議会運営委員会を開催しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

.....
午後 4時00分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議会運営委員長の報告】

○議長（小林 悟） 議会運営委員長より報告を求めます。堀井議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀井克見） それでは、私から議会運営委員会の報告をさせていただきます。

先ほど提出されましたSNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議案について、追加議題にするかどうかを議会運営委員会で取扱いを協議をいたしました。

細に入り微に入り協議をさせていただきました。

その結果、提出された内容については、不備がないものと判断をし、議会運営委員会では、直ちに正式な議題に追加し、取り扱うことと決定をいたしましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（小林 悟） これで議会運営委員長の報告を終わります。

暫時休憩します。

午後 4時02分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

【追加日程第18、鈴木壮二議員に対する問責決議】

○議長（小林 悟） 提出されましたSNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議（案）について、追加日程第18、鈴木壮二議員に対する問責決議を議題といたします。

鈴木壮二議員の退場を求めます。

（2番 鈴木壮二議員 退場）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時04分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提出者の説明を求めます。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） それでは、SNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議についてお話しします。

潟上市議会は、市民全体の代表者及び奉仕者としての立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観を持って市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければ

なりません。

潟上市議会政治倫理条例第2条において、議員は市民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めなければならない。

第3条、議員は自己の職責に反する言動をしたとの疑惑を持たれた場合は、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならないと議員の責務を規定しております。

さらに第4条において、議員はこの条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならないと規定しており、我々18人の議員全員が宣誓書を提出しております。これは地方自治法が定める規定の遵守とともに、議会としての独自のルールを実践することにより、市民に信頼される議会を築くためにほかならないものであります。

しかしながら、鈴木壮二議員は、令和5年5月9日の令和5年第1回潟上市議会での議案審議について、「自分は事前に精査していたので特段の問題点はなかったが、あるとすれば質問をした議員の質問に内容があまりにもばかだ笑www」とSNS、フェイスブックで発信しております。さらには、この内容を「あまりにも」と変更し、最終的には「あまりにも恣意的ですね」と発信しております。これは質問した議員が特定されるものであり、特定される人物に対して「ばか」という言葉を使って、さらには絵文字で「笑www」も付け加え、不特定多数に発信することは誹謗中傷に当たり、侮辱罪にも当たることは、判例からも明らかであります。

最終的には「恣意的ですね」となっておりますが、この「恣意的」という言葉も、きままで自分勝手なさま、論理的な必然性がなく、思うままにふるまうさま、ルールに従わないことを意味するものであり、「ばか」と同様に誹謗中傷、侮辱に当たるものであります。

この投稿に対して市の特別職のある方が「いいね」と一部の議員が「いいね」と、市役所職員も「いいね」と反応しており、その影響は既に発生しております。

議会は、議会開催中は条例、規則などに違反する行為があったときは、懲罰を科することができます。閉会中は自らの責任において、自らを律して行動するのが基本であり、議会として罰則を科すことはできません。しかしながら、我が潟上市議会は、閉会中も市民に信頼される議員として行動するよう政治倫理条例を定めており、全議員が遵守す

ることを宣誓しているのは冒頭に記載したとおりであります。

鈴木壮二議員は、宣誓を遵守せずに、政治倫理条例に違反した行動を行ったばかりか、その行動によって潟上市議会の品位を地に落とす行為を行いました。このことは、我々潟上市議会は決して看過できないものであります。

鈴木壮二議員の責任は免れるものではなく、潟上市議会はその責任を問い、次の3点を鈴木壮二議員に求めるものであります。

- 1、誹謗中傷、侮辱をした議員に対して、議場において謝罪すること。
- 2、品位をおとしめた議会行為について、全議員に対して議場において謝罪すること。
- 3、発信したSNSで内容の訂正及び訂正の理由、謝罪が明確にわかる内容を再発信すること。

その上で鈴木壮二議員は猛省するとともに、事態の重大さを真摯に受け止め、潟上市議会議員としての責務と職責を自覚されるよう、潟上市議会は強く求める。

以上、決議するものであります。

令和5年6月29日

以上です。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

鈴木壮二議員から、本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、鈴木壮二議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

鈴木壮二議員の入場を許します。

（2番 鈴木壮二議員 入場）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時26分 休憩

午後 4時28分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前引き続き、会議を開きます。

鈴木壮二議員に、一身上の弁明を許します。2番鈴木壮二議員。

○2番（鈴木壮二） このたびは、私事ではありますが、大変ご迷惑をおかけしました。

今回の件でご迷惑をおかけした方々には、おわび申し上げ、今後こういうことがないように努めていきたいと思えます。

また、品位をおとしめたという議会行為に対して、また、同じようにこのようなことがないように努めていきたいと思えます。

また、発信したSNS等では、後日対応してまいりたいと思えますので、ご理解のほど、宜しくお願いいたします。

今後、事態の重大さを認識し、真摯に受け止め、潟上市議会議員として責務と職責を全うしていきたいと思えますので宜しくお願いいたします。

今回はどうも申し訳ございませんでした。

○議長（小林 悟） 鈴木壮二議員の退場を求めます。

（2番 鈴木壮二議員 退場）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時31分 休憩

.....
午後 4時31分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、SNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議（案）を採決します。本問責決議（案）に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 9対7で起立多数です。したがって、SNSを使って議員を誹謗中傷した鈴木壮二議員に対する問責決議（案）は、可決されました。

鈴木壮二議員の入場を求めます。

(2 番 鈴木壮二議員 入場)

○議長 (小林 悟) 暫時休憩します。

午後 4 時 3 3 分 休憩

.....

午後 4 時 3 4 分 再開

○議長 (小林 悟) 休憩前引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 2 回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でございました。

午後 4 時 3 4 分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 佐 藤 義 久

〃 署名議員 澤 井 昭二郎